

路外駐車場 チェックシート（技術的基準）

駐車場名	チェックシート作成者 (氏名、連絡先)	(TEL - - )
他の届出 ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出【当否】 ・バリアフリー新法に基づく届出【当否】		
技術的基準の適合及びそれらの図面表記を確認したうえで、 ☑チェックしてください	自動車の出入口 (施行令第7条)	<input type="checkbox"/> 道路交通法 第44条関係 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けてないか？ <input type="checkbox"/> 交差点の側端又は道路のまがり角から5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> バス停留所、路面電車などの標示柱、標示板から10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 橋に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 幅員が6m未満の道路に設けていないか？【 m】 <input type="checkbox"/> 縦断勾配が10%を超える道路に設けていないか？【 %】 <input type="checkbox"/> 駐車場の前面道路が2以上ある場合【当否】、交通に支障を及ぼす影響が小さいほうに設けているか？ <input type="checkbox"/> 駐車のために供する部分が6000㎡以上ある場合【当否】は、自動車の出入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔は10m以上離れているか？（中央分離帯によって物理的に、当該出入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない） <input type="checkbox"/> 出入口において自動車の回転が容易にできるのか？容易でない場合、1.5m以上の隅切りを設置しているか？ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から2m（自動二輪の場合は1.3m）後退し、車路の中心線上1.4mの視点から、左右60度以上の範囲内において歩行者等を確認できているか？
	車路 (施行令第8条)	<input type="checkbox"/> 5.5m以上（自動二輪は3.5m以上）あるか？【 m】 一方通行の場合は、3.5m以上（自動二輪の場合は2.25m以上）あるか？【 m】（駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行できない箇所にあつては、2.75m以上（自動二輪は1.75m以上））【 m】
	駐車料金等 (施行令第17条)	<input type="checkbox"/> 供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しているか？
	<input type="checkbox"/> 建築物である駐車場の場合 15条	<input type="checkbox"/> 車路 (第8条) <input type="checkbox"/> はり下の高さ（配管、標識、照明等を含む有効高さ）は、2.3m以上であるか？【 m】 <input type="checkbox"/> 屈曲部（ターンテーブルがある場合を除く）において、自動車が5m以上（自動二輪は3m以上）の内径で回転できるか？ <input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%以下であるか？【 %】 <input type="checkbox"/> 傾斜部の路面は、滑りにくい仕上げになっているか？
		<input type="checkbox"/> 車室 (第9条) <input type="checkbox"/> 車室部分のはり下の高さ（配管、標識、照明等を含む有効高さ）が2.1m以上あるか？【 m】
		<input type="checkbox"/> 避難階段 (第10条) <input type="checkbox"/> 地上2階以上又は地下等、直接地上へ通ずる出入口がない階に設ける場合【当否】は、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか？
		<input type="checkbox"/> 防火区画 (第11条) <input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合【当否】において、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されているか？
		<input type="checkbox"/> 換気装置 (第12条) <input type="checkbox"/> 内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか？ 又は、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか？
		<input type="checkbox"/> 照明装置 (第13条) <input type="checkbox"/> 車路の路面について10ルクス以上あるか？（ルクス） <input type="checkbox"/> 車室の床面について2ルクス以上あるか？（ルクス）
	<input type="checkbox"/> 警報装置 (第14条) <input type="checkbox"/> 自動車の出入口及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか？	
道路構造令解説(P.625) (駐車ますの寸法)	<input type="checkbox"/> 奥行5.0m以上、巾2.30m以上を標準とする。（奥行 m 幅 m）	